

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

〔1〕都市福利施設の整備の必要性

①現況分析

中心市街地では、生涯学習施設、中央図書館等の文化教育施設の立地が多い。また、掛川城及び城下には、関連する歴史施設の集積度が高い。

一方、住民サービスのための施設は、郊外部での整備が進み、中心市街地においては比較的手薄になっている。

②必要性

中心市街地の活性化の目標の1つとして、「地域の人達の参加、協働の参加のあるまち」がある。また、本計画の中心市街地活性化のテーマである「“HOTOKU”スピリットによるにぎわい再生」をめざすため、生涯学習の推進、市民等の活動の支援、活動に向けての人材の育成が不可欠である。中心市街地におけるこれからの活動拠点の整備、確保が必要であり、合わせて、支援システムや体制づくりが求められる。

また、中心市街地において、昼間人口の増加が目標の1つになっている。都市福利施設の誘導により、交流人口を増やし、来街者の増加をさせるためには本施設は必要である。

③フローアップの考え方

事業の進捗状況について、毎年度確認し、状況に応じて事業の進捗促進のための改善措置を講ずる。

〔2〕具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

なし

②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：大日本報徳社大講堂整備事業 内容：県指定文化財の大講堂の周辺の整備を行う。 実施時期：平成 21 年度～</p>	<p>(社)大日本報徳社</p>	<p>施設の利用者が訪れることにより、「目標 1：様々な目的で人が集うにぎわいのあるまち」の目標である歩行者通行量の増加に寄与する。 “HOTOKU”スピリットのシンボル施設の 1 つであり、掛川市及びまちなかの文化財として地域と歴史と文化を継承する、まちなかの活性化に必要な施設である。この整備により、より大きな集客力が期待でき、まちなかの交流人口、歩行者通行量の増加につながる。</p>		
<p>事業名：龍華院大猷院霊屋修復事業 内容：徳川家光を祀り、県指定文化財である龍華院大猷院霊屋の彩色等の修復を行う。 実施時期：平成 20 年度～21 年度</p>	<p>(宗)龍華院</p>	<p>施設の利用者が訪れることにより、「目標 1：様々な目的で人が集うにぎわいのあるまち」の目標である歩行者通行量の増加に寄与する。 掛川市のまちなかの文化財として地域と歴史と文化を継承する施設の 1 つである。他の歴史的施設と連携しつつ集客力を向上し、観光客や歩行者通行量の増加のために必要な施設である。</p>	<p>措置の内容：静岡県文化財保存費補助金 実施時期：平成 20 年度～21 年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：ホテル開設事業 内容：ビジネスホテル（掛川駅北ビジネスホテル客室48室）が1軒、温泉やエステ等を併設したホテルが1軒建設される。 実施時期：平成20年度～</p>	<p>民間事業者</p>	<p>新規利用者により、「目標1：様々な目的で人が集うにぎわいのあるまち」の目標である歩行者通行量の増加に寄与する。 中心市街地内に地区居住者とは異なる夜間人口の増加が期待でき、地区の通行量を増大させ、周辺地区のにぎわいを支援する中心市街地の都市機能の1つとして必要な施設である。</p>		
<p>事業名：空き地利用促進事業 内容：中心市街地内の空き地、未利用地での建物建設に対して補助を行い、都市福利施設の誘致促進を図る。 実施時期：平成21年度～</p>	<p>かけがわ街づくり(株)</p>	<p>3つの目標すべてを達成する事業である。 増加しつつあるまちなかの空き地の利用を促進し、土地所有者や事業者の投資意欲を高めることになり、有効かつ必要な事業である。このことにより、施設の集積が高まり来街者を増加させる。</p>	<p>措置の内容：掛川市からの助成支援（新設） 実施時期：平成21年度～</p>	
<p>事業名：竹の丸運営事業 内容：歴史的建造物の竹の丸を修復整備し、市民の活動拠点として運営する。 実施時期：平成21年度～</p>	<p>掛川市</p>	<p>施設利用者の増加により、「目標1：様々な目的で人が集うにぎわいのあるまち」の目標である歩行者通行量の増加に寄与する。 東街区市民活動拠点施設と同様に、地域の活動支援スペースが確保され、活発な地域活動を推進することができる。このことにより、人が集まる拠点が確保でとともに、“HOTOKU”スピリットによるまちづくりの推進するために必要な施設である。</p>		